

(平成21年10月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

昭和 48 年か 49 年ころ、国民年金加入義務のことを知り、当時住んでいた A 市の市役所窓口で 44 年から 48、49 年ころまでの国民年金保険料の未納分を一括して納付したことを記憶しているが、金額は正確には覚えていない。それ以降は送付された納付書で納付していたと思うので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、60 歳まで国民年金保険料を完納しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和 55 年 3 月 31 日と確認でき、申立期間は国民年金保険料の納付が可能な期間である。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によれば、国民年金被保険者資格を取得した昭和 44 年 3 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を第 3 回特例納付により納付し、申立期間直前の昭和 53 年度分の保険料も納付済みの記録となっている上、申立人は生活状況に特に変化もなかったとしていることから、申立期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和47年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から48年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できない旨の回答を受けた。

私の国民年金への加入手続は実家の父が行い、資格取得した時期である昭和47年12月から国民年金保険料を納付してくれていたはずであるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「申立期間の国民年金保険料は、実家の父が、私を含め家族全員分の保険料を納付してくれていたはずである。」と主張しているところ、その父は国民年金加入期間の保険料を完納している上、申立人の母も保険料を完納しており、申立人の兄も20歳で国民年金に加入してから、昭和60年3月までの国民年金加入期間における保険料はすべて納付済みとなっていることから、申立人の家族の保険料を納付したとする申立人の父の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付済みである。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年5月16日から同月25日までの間に払い出されたことが確認できることから、申立期間の国民年金保険料は過年度納付の扱いとなるが、A市B支所（旧C町役場）への照会結果によると、「申立期間当時、C町役場では過年度保険料の納付希望者に対し、納付書に必要事項を記載して渡していた。」としている

ところ、納付意識の高かった申立人の父が申立人の国民年金加入手続時において、申立期間に係る過年度納付の手続を行ったと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から59年12月まで

昭和54年にA病院を退職後、入退院を繰り返しており、A病院を退職してから1～2年後に、国民年金の加入手続をしておくと言われ、亡き母から聞いている。申立期間当時、亡き母は亡き父の勤務先のB社の手伝いをしており、毎日の売上金をC銀行の集金人に入金しており、その際、私の国民年金保険料も一緒にC銀行の集金人に納めていたと思うので、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の亡き母が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和60年2月20日以降であり、その時点で、申立期間の大部分が時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、D市から住所変更した記録が無いことから、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から47年3月まで

私は時期をはっきり覚えていないが、地区の納税組合長から、「国民年金は保険料を納めないともらえない。今なら、さかのぼって保険料を納めることができる。」と教えられたので、生活は厳しいが、将来のことを考えると納めておいた方がいいと思い、そのころ出稼ぎをしていた夫と一緒に国民年金に加入し、昭和50年ころに、36年4月から47年3月までさかのぼって、夫婦二人分の国民年金保険料（11万円から13万円くらい）を一括して、地区納税組合の総会で役員に納めた。

この度、ねんきん特別便が届いて内容を確認したら、昭和40年4月から47年3月までの国民年金保険料が納められていないとのことだった。

納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和36年4月から47年3月までの国民年金保険料については、50年ころに私と夫の二人分の保険料として11万円から13万円くらいを、A納税組合の総会で役員に特例納付した。」と主張している。

また、A納税組合の元役員も、「毎年12月に開催していた納税組合の総会で、現年度分以外の国民年金保険料を預っていた。」と証言している。

しかしながら、昭和50年当時、36年4月から47年3月までの夫婦二人分の国民年金保険料を特例納付する場合の保険料額は23万7,600円であり、申立人が納付したと主張する金額とは10万円以上相違している。

一方、社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びB町が管理する国民年金被保険者名簿を見ると、申立人については、

昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料 4 万 3,200 円、その夫については、36 年 4 月から 41 年 3 月までの同保険料 5 万 4,000 円の合計 9 万 7,200 円が、毎年 12 月に開催されていた A 納税組合総会と同時期の 50 年 12 月 27 日付けで特例納付されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から54年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から54年3月まで

私は、昭和45年4月ころから9月ころに付加年金のことを新聞で知り、春からA県に出稼ぎ予定があったので12月中に役場へ行き、46年1月からの付加年金の申込みをし、国民年金保険料と一緒に納税組合から納められるように係の人をお願いしたら、「はい、分かりました。」と返事をもらった記憶があり、納税組合に国民年金保険料と一緒に付加保険料350円を納めてきた。それにもかかわらず、申立期間の付加保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和45年4月ころから9月ころに付加年金制度の発足を新聞で知り、同年12月に役場に申立人自身が出向いて申込みを行った。」と述べているが、付加保険料開始時の収納方法については、定額保険料と併せて徴収し、国民年金手帳にその額に見合う国民年金印紙を貼付する方法で行われていたことが確認できるが、申立人が所持している国民年金手帳には定額保険料のみが納付済みと記載されている。

また、申立人が居住していたB町においては、国民年金保険料の納付方法が印紙検認方式から納付書方式に切替えとなった昭和46年4月以降の付加保険料は、原則として定額保険料と同一の納付書により一括して納付する仕組みであったことが確認できる上、申立人が所持している領収書によって金額が確認できる昭和52年度及び53年度は定額保険料のみの金額であり、申立期間後の54年度以降は定額保険料と付加保険料の合計金額であることが確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録の付加年金資格取得年月日として記録されている昭和54年4月1日は市町村の国民年金被保険者名簿と一致している。

加えて、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年から 40 年ころの数か月 (年月日不詳)
勤務した年は不明だが、東京オリンピック後に数か月 A 社 B 工場
働いた。この期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほ
しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について A 社 B 工場に勤務していたと主張しているものの、申立期間に厚生年金保険の加入記録がある 21 人の職員に聴取したところいずれも、「人の出入りは激しかったが、申立人の名前に聞き覚えは無い。」と証言している。

また、当該事業所で当時、給料計算等を行っていた事務担当者は、「常勤を前提にした中途採用を行っていたが、厚生年金保険等の加入手続は、試用期間 (3~6 か月) 後に本採用となってから行っていた。」と証言している。

さらに、当該事業所は平成 7 年 4 月 16 日に適用事業所でなくなっており、親会社である A 社に照会したが「当時の記録は残っていない。」との回答を得た。

加えて、社会保険事務所が管理する A 社 B 工場に係る昭和 39 年 7 月から 43 年 3 月までの健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 12 月から平成 2 年 3 月まで
(日付不詳)

会社の健康保険を使った記憶があり、給料袋にも保険料が書いてあったと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している A 社 B 支店長発行の「危険有害業務特別教育修了証」及び雇用保険の加入記録が断続的にあり、申立人が季節的労働者として A 社に勤務していたことは確認することができる。

しかしながら、当該事業所の事務担当者は「季節的な業務の期間については、厚生年金保険には加入させていない。健康保険については、日雇健康保険の加入だったかもしれない。」と証言している。

また、申立人が氏名を挙げた同僚も、当該事業所における厚生年金保険の加入記録は無く、「申立人と一緒に働いていた。厚生年金の加入は無いと思う。」と証言している。

さらに、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除等について事業主に照会したところ、「届出等を行っていない。申立期間に係る厚生年金保険料は納付していない。勤務形態・保険料控除については関係書類が無いため不明である。」との回答を得た。

加えて、申立人は申立期間のすべてについて、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、社会保険事務所が管理する当該事業所に係る昭和 50 年 4 月 1 日から平成 2 年 4 月 1 日までの厚生年金保険被保険者台帳及び社会保険庁

のオンラインを確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。